東京大学多様性包摂共創センター運営委員会規則

令和６年３月２１日
役員会議決
東大規則第７７号
沿革

（趣旨）

第１条　この規則は、東京大学多様性包摂共創センター規則（令和６年東大規則第７６号）第５条第２項の規定に基づき、東京大学多様性包摂共創センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営について定める。

（審議事項）

第２条　運営委員会は、東京大学多様性包摂共創センター（以下「センター」という。）に関する次の事項を審議する。

(1)　組織に関する事項
(2)　教員の人事に関する事項
(3)　予算に関する事項
(4)　その他センターの運営及び事業に関する重要事項

（組織）

第３条　運営委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

（委員長）

第４条　委員長は、センター長をもって充てる。

２　委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

３　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（委員）

第５条　委員は、次に掲げる者にセンター長が委嘱する。

(1)　総長の指名する理事又は副学長　若干名
(2)　副センター長
(3)　センター専任の教授、准教授及び講師
(4)　センターに関係ある学部及び研究科等の教授又は准教授　若干名
(5)　その他センター長が必要と認めた本学教職員

（任期）

第６条　前条第４号及び第５号の委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が任期途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（議事）

第７条　運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

２　運営委員会の議事は、別に定める事項を除き出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（補則）

第８条　この規則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経てセンター長が定める。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

沿革

東京大学多様性包摂共創センター運営委員会規則

体系情報

□第１編　組織及び運営
　▽第３章　全学組織等
　　○第２節　学内共同教育研究施設

沿革情報

◆令和０６年０３月２１日　役員会議決